

令和8年度 付加給付金制度一部廃止のお知らせ

令和8年2月18日に開催されました組合会にて、付加給付金制度の一部廃止が決定しましたのでお知らせいたします。

付加給付金制度の一部が廃止となります。(令和8年4月1日から)

廃止する付加給付金	令和8年4月受診分から廃止
一部負担還元金	
家族療養費付加金	令和8年2月受診分 ⇒ 付加給付支給月(5月)
合算高額療養費付加金	令和8年3月受診分 ⇒ 付加給付支給月(6月)
訪問看護療養費付加金	令和8年4月受診分 ⇒ 付加給付廃止(支給なし)
家族訪問看護療養費付加金	
傷病手当金付加金	支給対象期間のうち、令和8年3月31日分までは支給。廃止日(令和8年4月1日)以降の書類受付であっても、令和8年3月31日分までは支給。ただし労務不能であった日ごとに2年を経過すると時効となる。

なお、法定給付(法律で決められた給付)【高額療養費・傷病手当金等】については、従来通り支給されます。

【廃止の理由】

付加給付金制度は健康保険組合独自の制度ですが、保険給付費(医療費など)や高齢者医療制度への納付金の増加により、今後、健康保険組合の財政運営が厳しい状況が続くと予想されるなか、厚生労働省から提示されている「付加給付金は、コスト意識や受給する者とならない者との負担の均衡等に留意し、組合の財政状況を十分勘案したうえで、適正に設定すること」等の指針に基づき、受給者への効果的な保健事業の拡充や新規保健事業の実施による医療費の抑制を期待し、当健保組合独自に実施してきた付加給付金制度の一部を廃止することになりました。

何卒ご理解ご協力のほど、宜しく願い申し上げます。

以上